

公 示

次のとおり、契約の相手方を公募します。

平成30年2月23日

支出負担行為担当官

東北厚生局長 藤原 禎一

1 公募内容

(1) 事業名

書類保管業務

(2) 事業の内容

① 保管業務

書類を文書保管箱にて保管する。なお、当局の指示がある場合を除き、従業員が文書保管箱を開封してはならない。

② 閲覧業務

保管した書類について、当局から閲覧の申込みを受けた場合には、閲覧場所において午前9時から午後6時までの時間内（休日を除く）に閲覧させる。

2 公募に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28、29、30年度厚生労働省競争入札参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」のうち「賃貸借」で、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、かつ、東北地域の競争参加資格を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 社会保険料等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう）に加入し該当する制度の保険料の滞納がないこと。

3 設備等の条件

(1) 倉庫業法第3条による許可を受けた事業者であること。

(2) 本業務の実施に当たって知り得た情報の取り扱いが適正に行われ、情報漏洩等が発生しない体制が構築されていることの証明として、ISMS認証が取得されていること。

(3) 次の条件を満たす場所に文書箱を保管すること。

① 書類等の専用保管庫で、耐震・耐火構造の堅牢な建物であること。

② 従業員以外の者が立ち入らない区画であること。また、防犯対策として、保管庫への侵入防止対策が完備しており、常時、保管庫及び周辺の監視体制等の措置が採られていること。

③ 保管庫内は、湿気、建築構造などの影響により、保管文書が破損、汚損等のないよう、適切な管

理を行っていること。

- ④ 保管庫内に棚等を設置し、保管文書が出し入れしやすい環境にすること。
- ⑤ 災害時における防火・防災対策が整備されていること。
- ⑥ 下記の場所から車で30分以内に保管場所があること。

・東北厚生局指導監査課

仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階

・東北厚生局青森事務所

青森市新町2-4-25 青森合同庁舎6階

・東北厚生局岩手事務所

盛岡市菜園1-1-2-18 盛岡菜園センタービル2階

・東北厚生局秋田事務所

秋田市山王7-1-4 秋田第二合同庁舎4階

・東北厚生局山形事務所

山形市香澄町2-2-36 山形センタービル6階

・東北厚生局福島事務所

福島市霞町1-4-6 福島合同庁舎4階

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で契約を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 平成30年3月8日(木) 17時00分まで
- (2) 意思表示先 東北厚生局総務課経理第一係
- (3) 意思表示方法 持参又は郵送
- (4) 意思表示様式 別紙による

5 保管箱数量 ※契約期間内において増減する場合がある。

- ・東北厚生局指導監査課分 350箱
- ・東北厚生局青森事務所分 100箱
- ・東北厚生局岩手事務所分 150箱
- ・東北厚生局秋田事務所分 160箱
- ・東北厚生局山形事務所分 100箱
- ・東北厚生局福島事務所分 290箱

6 その他

- ・公募の結果、参加者が複数の場合、一般競争入札を行うものとする。
- ・契約を希望する者は、意思表示時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

【本件担当、連絡先】

住 所：仙台市青葉区花京院1-1-20 花京院スクエア21階

担 当：東北厚生局総務課経理第一係

電 話：022-726-9260 FAX：022-726-9267

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
東北厚生局長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名
印

書類保管業務に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について

当社は、貴局が公募する書類保管業務について応募したいので、その旨を表示します。

なお、当社は下記記載の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当社は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当社は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当社は、厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当社は、社会保険料等に加入し該当する制度の保険料の滞納がありません。
- 5 その他、貴局が指定する設備等の条件を備えています。

(担当者)

所属部署：

氏 名：

TEL/FAX：

E-mail：

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

支出負担行為担当官

東北厚生局長 藤原 禎一 殿